

岐阜県ぎふ木遊館サテライト施設整備事業実施要領

[制 定 令和5年3月29日 森活第702号林政部長通知]

第1 趣旨

本事業は、「ぎふ木育」を誰もが身近に体験できるようにするため、「ぎふ木遊館」から距離が遠い等、来館の機会が少ない地域等に、「ぎふ木遊館」の理念・目的を継承する「ぎふ木遊館サテライト施設（以下「サテライト施設」という。）」を整備することを目的とする。

その取扱は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 補助事業者

本事業の補助事業者は、要綱別表第1のとおりする。

第3 事業内容等

- 1 本事業の内容は、要綱別表第1のとおりとする。
- 2 要綱別表第1で算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第4 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱別表第1のとおりとし、目的がサテライト施設の利用に限定される空間を整備するために必要な設計委託経費、施設整備経費（関連工事を含む）、木製品（木製遊具を含む）や木のおもちゃの導入経費に限る。

第5 補助要件

次の条件を全て満たすものとする。

① 施設について

- ・施設の土地及び建物について、補助事業者が権限を有している又は有する見込みがあること。
- ・建築基準法や消防法等の法規制に対し、問題が無いこと。
- ・施設には、木のおもちゃの遊びが体験できる「木育ひろば」を有し、その内装は木質化されていること。
- ・「木育ひろば」の延べ床面積は100㎡以上あること。
- ・施設には、来館者のための駐車スペースがあること。

② 予算計画について

- ・施設整備のための経費負担が確実であること。

第6 サテライト施設整備構想及び事業計画の提出

補助事業者は、サテライト施設整備構想及び事業計画書（様式第1-1号、様式第1-2号及び様式第1-3号）を作成し、知事に提出するものとする。

第7 補助金の内示

知事は、第6のサテライト施設整備構想及び事業計画書を審査し、予算の範囲内で当該年度の補助予定額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

第8 補助金の交付申請

補助事業者は、規則第4条の規定に基づき、補助金交付申請書（要綱第1号様式）に次の書類を添付して知事に提出するものとする。

- ①事業計画書（様式第1-3号）
- ②収支予算書（要綱第2号様式）

第9 補助金の交付決定

知事は、第8に基づく補助金交付申請書の提出があった場合、内容を審査のうえ、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

第10 事業の着手

- 1 事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前着手届（様式第3号）を、知事に提出しなければならない。

第11 状況の報告等

- 1 補助事業者は、事業着手（完了）したときは、着手（完了）届（様式第4号）を知事に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、入札等の締結をしたとき又は、契約を変更したときは、速やかに入札結果表（様式第5号）を知事に報告するものとする。

第12 事業計画の変更等

- 1 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後に、規則第6条に規定する事業の変更、中止又は廃止を行おうとするときは、要綱第5条第3項に規定する承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - ①事業変更計画書（様式第1-3号）
 - ②補助金交付決定通知書の写し
 - ③その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、承認通知書（様式第6号）により通知する。
- 3 補助事業者は、軽微な変更（要綱第5条第3項）が生じた場合は、軽微変更届（様式第7号）に事業変更計画書（様式第1-3号）を添付し、知事に提出するものとする。

第13 補助金の変更交付申請

- 1 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書（様式第8号）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。ただし、補助対象経費の20%未満の減額となる場合は、この限りではない。
 - ①事業変更計画書（様式第1-3号）
 - ②収支予算書（要綱第2号様式）
 - ③補助金交付決定通知書の写し
 - ④その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により通知する。

第14 実績報告

補助事業者は、事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定に基づき、実績報告書（要綱第6号様式）に次の書類を添付して知事に提出するものとする。

- ①事業実績書（様式第10号）

- ②補助金精算書（要綱第7号様式）
- ③収支決算書（要綱第8号様式）
- ④完成写真
- ⑤請負業者からの完成（完了）届の写し
- ⑥完成（完了）検査調書の写し
- ⑦その他事業に係った経費を証明する書類（契約書、請書、請求書、領収書、振込伝票等）。

第15 確認

知事は、第14に基づく実績報告書の提出があったときは、確認要領第3条に基づく事業確認を行い、補助事業確認調書（確認要領別記様式1）を作成する。

第16 額の確定

知事は、事業の確認後、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第11号）により通知する。

第17 標識等による表示

補助事業者は、事業完了後、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業により整備したことを表示した標識等を設置するものとする。この場合において、表示に要する経費は、補助金の対象経費とする。

第18 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和5年度予算に係るものから適用する。